

町田市ワーク・ライフ・バランス推進労使宣言

私たちが生活する現代社会では、少子高齢化という深刻な問題を抱えていて、将来労働人口の減少が懸念されています。一方、人それぞれには生活があり、その充実感や生きがい、働きがいなども様々です。そのため、働く人にとって誰もが働きやすい、暮らしやすいと感じる就労環境の整備が必要になっています。

このような社会にあっては、仕事と生活がうまく循環し両立できる環境、つまり「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）が必要となります。

町田市では、2010年4月1日に「町田市特定事業主行動計画」の改訂版を策定し、次世代育成のための5カ年計画を作成しました。

この行動計画に基づき、充実した仕事ができる職場づくりとともに、子育てや介護その他多様な生活ニーズに対応した就労環境の整備を行い、明るく元気な職場の実現を目指します。

そのため、次に掲げる事項について労使が協力して取り組み、「ワーク・ライフ・バランス」を推進することを宣言します。

1 ワーク・ライフ・バランス理念の周知・普及

労使で協力することにより、ワーク・ライフ・バランス理念の周知・普及を行い、誰が何をなすべきかを明らかにして、職場全体で「仕事と生活の調和」を実現しやすい環境づくりを目指します。

2 労働時間の縮減と年次有給休暇の計画的取得

時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得率向上を図ることにより、自分の生活に費やせる時間を増やします。

- ・各職場で業務改善を行い、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の計画的な取得による取得率の向上
- ・職場ごとの比較等により、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得を促すため、各職場の時間外勤務の時間数、年次有給休暇の取得日数の公表

3 休暇制度の周知

制度を知らなければ利用もできないということから、休暇制度をよく理解してもらうため、休暇制度に関する情報量を増やします。また、制度の主旨を理解してもらうことで、職場で休暇等を取得しやすい環境をつくります。

4 子育て又は介護を行う職員に対する支援体制の拡充

子育て又は介護支援のために、取得しやすい休暇制度を設けます。また、育児休業等長期休業者に対しての実務のフォロー研修を行います。

- ・子どもの看護休暇、介護休暇の拡充
- ・長期休業者への実務のフォロー研修を行うことにより、復帰後の不安を解消し、取得しやすい長期休業への取組み

5 子育て又は介護を行う職員の時間外勤務の制限

一定の年齢に達している子どもをもつ職員、及び要介護者を介護する職員について時間外勤務の制限をします。

- ・ 時間外勤務を制限することにより、子育てや介護に関わる時間の拡充

2011年6月23日

町田市長

石阪 丈一

自治労町田市職員労働組合

中央執行委員長

三代川 佳子